長与町農業委員会会議録

令和元年９月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年９月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年９月２６日（木）　　９時３０分から１０時０５分

２．　場所　　長与町役場４階第１委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三

１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

６番　田中　稔

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　柳原　弘

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　２番　柳原　厚志　　３番　崎山　光子

第２　　第１号議案　非農地判断について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地改良届出報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。それでは、定刻過ぎましたが、令和元年９月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１１人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。

本日の欠席者は、６番、田中　稔農業委員と柳原　弘農地利用最適化推進委員のお２人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、令和元年９月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。２番、柳原　厚志委員、３番、崎山　光子委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案、非農地判断についてが、１件。第２号議案、農用地利用集積計画についてが、１件。第３号議案では、第２号議案の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、１件出されています。そして、報告事項では、農地改良届出報告書が１件出されています。

なお、総会終了後、人・農地プランの実質化への今後の取り組みについて、産業振興課の職員より説明を受けるようにしております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、非農地判断について議案書の２ページをお開きください。通知番号１、遊休農地所在地が、長与町平木場郷（地番）、登記が畑、現況、山林の１，２３６㎡です。農地区分は、農用地の１筆です。所有者は、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さんです。この案件につきましては、所有者の方より現況は山林化しており、非農地としての取り扱いができないかとの相談がありましたが農用地のため、事前に産業振興課へ農用地の除外が可能か確認を行い、８月６日に地元委員、産業振興課の職員、事務局で現地確認を行ったところ、現地は、山林化が認められ、所有者の非農地とする意向も確認できたため、今回、議案として提出するものです。

次のページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、わかりにくいですが、平木場郷、〇〇バス停より約１６０m右手に進んだ赤丸で表示している部分が、平木場郷（地番）です。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾﨑　明光　推進委員。

推進委員
２　番

８月６日の１５時３０分から古立委員、事務局、会長、役場産業振興課の職員と現地確認を行いました。現地につきましては、事務局より説明がありましたとおり耕作されていなく、耕作放棄地で、現況は山林となっております。これは、昨年も現状を確認して、今年も、昨年と比べ山林化が進んでいるので、非農地として判断しても問題ないと思います。以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
４番、古立　英明　農業委員。

４　番

ただいま、事務局、推進委員より説明があった通りでございます。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長

質問なしと認めます。それでは、説明のとおり非農地として判断することについて異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

全員、異議がないということで、非農地と判断することに決定いたします。
では、先程申し上げましたとおり第２号議案、農用地利用集積計画について並びに第３号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第２号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田　裕司さん、長崎市尾上町３番１号県庁行政棟５Ｆ。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する土地は、１筆です。斉藤郷（地番)、田、２，１０８㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で利用内容は、普通畑で、申請地に４棟のビニールハウスを建て、観葉植物を栽培される

そうです。このビニールハウスは、基礎ブロックを配置し、そのブロックにパイプをはめて組み立てるというもので、敷地全体の基礎工事は行わないので農地法の転用届出も不要です。期間は、令和元年１１月１０日から令和１５年１１月９日までの１４年間です。借賃は、１０ａあたり〇〇円、年額〇〇円を毎年６月に口座へ振り込みます。初回の支払いにつきましては、令和２年６月に振り込み予定です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、賃貸借です。新規契約となります。

５ページをご覧下さい。土地の所在ですが、斉藤郷、（施設名）付近の赤色で表示している場所が、申請地、斉藤郷（地番）となります。

次に第３号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長　上田　裕司さん、長崎市尾上町３番１号県庁行政棟５Ｆ。権利を設定する土地は、第２号議案の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、坂本　謙二推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員７　番　　９月１８日に私と、渡邉委員、このときは、水谷会長もいらっしゃいました。それから事務局２名の計５名で現地確認を行いました。（借主）は、昨年から今年にかけて斉藤地区の方でも、ちょこちょこ、土地を借りたり、買ったりして事業を拡大して、主にオリーブを栽培、最近は販売もしておられると思うのですが、それの事業展開をしている会社でございます。現地は、私が推進委員の活動する前か、そのころ私は、周りの土地は良く分からなかったのですが、当時から耕作放棄地ではなかったかと思うような土地でございました。これが、（借主）が借りて営農地に代わるという事は、地域の皆様にとっても、また、農業委員会にとっても良いことになると思いますので、特に問題はないかと私は思っております。以上です。

議　長　　続きまして、渡邉　章三委員さん、お願いします。

９　番　　今、坂本委員さんから説明があった通りで良いと思います。ただ、経緯の話をしますと、ここは、１０年ぐらい前に改良届で、埋め立てをしています。その後、作付けがほとんどされていなかったのですね。Ｂ判定じゃなかったけど、Ａ判定ということにしております。実は、今年の４月ぐらいに（貸主）が、毎年、除草剤をかけて、畑の際で燃やしたところ、全部広がってですね、消防車が来たという経過があります。燃えて、きれいになって良かったね。と思っていましたら（借主）が借りたいとの申し出があり、借りるなら１５年ぐらい借

りないとメリットがないよと、なぜかというと、ハウスを建てるという事でしたので、１５年以上借りるように言うと、最終的に、貸主と話をして、売るときは、借主に売ってくださいと約束までして、これに取り組んだという事です。内容は、今、坂本さんが言ったとおりです。そういうことで、斉藤の圃場整備内も私の関係上、５件ぐらいこういう土地がありましたが、一応、４件借主ができまして、それなりに耕作をしております。（貸主）については、産業振興課と話して、本人に県に預けて貸しませんかとお誘いをしておりました。それで、今回、中間管理機構を利用して借りたという事です。以上です。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、質問なしと認めます。
まず、第２号議案の利用権設定からですが、この件について異議がない方、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定します。
続いて、第３号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第２号議案の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第２号議案並びに第３号議案の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。
これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地改良届出の報告です。土地の所在等、土地の所在ですが、吉無田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積７，３７２㎡の内

１６６㎡です。所有者は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、耕作者は、所有者と同じです。備考の欄に記載していますとおり、作付け作物は、野菜、レモン、梅です。工事期間は、令和元年１２月１０日までとなります。上記の通り、令和元年９月３日付の農地改良届について、令和元年９月９日に現地確認を行ったので、報告します。令和元年９月２６日、農業委員　柳原　厚志、農地利用最適化推進委員　田中　光夫代読でございます。

届出の場所を申し上げます。２ページをご覧下さい。吉無田郷、（事業所名）付近になります。見にくいですが、赤色で表示している部分が、吉無田郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について尋ねたいことはありませんか。
９　番、渡邉　章三　委員。

９　番　　（地番）赤の部分の一部ですか、それとも、赤が一部ですか。１６６㎡をするということですが。

事務局　　見にくいですが、塗りつぶしている所が、（地番）の全体面積の７，３７２㎡です。それで、吉無田郷（地番）の一部（赤）と表示している吹き出しの下の部分に赤い線が１本ありますが、そこが今回農地改良の対象となっている１６６㎡です。以上です。

９　番　　はい。わかりました。たぶん、そうじゃないかと思いましたが、分かりにくいので、表示の色を変えるとか、説明の時にそこまで詳しく説明してください。

議　長　　私も、見落としておりましたが、線上になっておりますので。

【意見・質問なし】

議　長　　これで、報告事項を終わります。
次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和元年９月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会９月総会を閉会します。